

# 経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成25年9月9日(月) 13:03~15:19

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

岡 史朗 委員長

和田 恵治 副委員長

松尾 勇臣 委員

神田加津代 委員

森川 喜之 委員

今井 光子 委員

中村 昭 委員

欠席委員 1名

藤本 昭広 委員

出席理事者 中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○岡委員長 それでは、ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質疑があれば発言をお願いいたします。

○中村委員 通告いたしておりませんが、数点にわたってご質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、今ご説明をいただきました中央卸売市場の件でございますが、3つの団体を指定され意欲的にやっつけられることは、非常に結構なことでございます。しかしこの基準の中で、事業者を撤退させるための基準を定めとなっているわけでございますけれども、どういう基準を決められて、また現在ここに置いておいても成果が上がらないと考えておられる事業者が一体どれぐらいいるのか。そして、これらの事業者をいつまでに中央卸売市場から撤去してもらって、新しい体制に編成がえをしていくのか、これが第1点でございます。

それと、事業者と契約を結んで、その事業者に対して支援をしていくとのことですが、今までも県は中央卸売市場の入居者に対していろいろな形で支援をされているわけですが、新しく契約を締結した人も含めてどのような支援をされていこうとしているのか、現段階でわかるところを教えてください。

2点目は、県営プールの跡地のことについてであります。これは、荒井知事の政策の目玉として高級ホテルを誘致するというもので、今もまだ継続していると思うのですが、その敷地内にNHKを持ってくるとしますと、今度はホテル誘致にかかわる適正規模の用地、景観等も含めて、ホテル誘致はもう諦めるのか。それと、この広大な敷地のどこにNHKを持ってきて、一般的な奈良のにぎわいづくりをしようとしておられるのか、現下のところ、ちょっと不明でございますので、わかるところでご説明をいただきたいと思っております。

3点目は、雇用対策であります。昨今の県の対応を見ておりますと、国の経済対策、国の政策に乗っかり、もっと言えば10分の10の補助で、県費負担がゼロで、国の政策によって乗っかっていると。そうしますと、国の政策が切れた場合に、今申し上げている雇用対策は、果たして進むのかどうか。ここで、今回補正に出されているテレワークの予算を組んでおられるわけですが、何人規模で、どのような方法でこのテレワーカーを養成しようとしているのか。もっと言えば、在宅就業者が在宅で仕事をできるように県はこの政策を使って養成しようという思いだと思っております。そうしたら、これはどういう会社にこういう資金を置いて、どういう人間を募集してテレワーカーの育成をしようとしているのか、このことがまだ少しわかりませんので、わかる範囲でご説明をいただきたいと思っております。

4点目は、県営競輪場問題です。中間報告に基づいて競輪場を存続させ、今回11億円の枠をつくって県営競輪を存続させます。しかしながら、その方策として外部委託をやる。常々、現在の経済情勢なり日本の状況を見た場合に、かつては競輪場、あるいは競馬場、ボートレース場、こういうことによって県の福祉に非常に貢献してもらったことは認めるところです。しかしながら、昨今は赤字続きで、奈良県営競輪場においては随分前に、これではいけないと三連単方式を導入して、これで設備を入れ、今も収益の大半は三連単と思うのです。しかし、三連単をやったけれども、いかんせん競輪人口が低迷をたどって、将来も飛躍的にふえるとは考えられない。そこで、奈良市西大寺で、あれだけ広大な敷地に競輪場を置いておくべきかどうかということで、中間報告の3年間を見て、それでもし、

競輪人口、競輪収益が改善しなかった場合に、外部包括委託会社は、今使っている、競輪場の従業員を確保するとおっしゃるけれども、民間に委託されたら当然その従業員の給料も1年、2年で減っていくわけです。委託会社も収益を上げないといけないので、何をするかといえば、やはり人件費のカットも大きな経営の内容となり、その場合に、県は3年を経過しても売り上げが低迷した場合には外部包括委託会社に任せておくのではなく、根本的には存廃を考えるべきだと思うのですが、この点について。以上4点、よろしくお願いいたします。

○嶋本農林部次長（市場担当） 中村委員から、中央卸売市場の改革に関連いたしまして大きく2点、一つは入退去基準について、もう一つは事業者の取り組みに対する県の支援は、これまでとどう違うのかという観点でご質問をいただきました。

まず、入退去基準でございます。これは、大きく3点ぐらいの要素を考えております。一つは、もちろん使用料を滞納されて、これまでも個別に当たり、支払い計画を出させるとか期限を約束させるとか、そういう対応をしてきたわけです。そうなる以前から意識をさせないといけないと、今回は新たに、例えば3カ月以上たつと、まず一旦は預かっている保証金を充当してしまいますとか、次の催告を受けたらもうだめですという条件、こういう基準で考えますということを示唆をいただきました。それと、もう1点の要素は、いろいろな業務においては、卸売市場法で事細かに手続が決められておりますので、それに違反があった場合はもちろん、そうでなくても、例えば市場内の施設の使い方であったり、そういう点でルールに従わない、何度勧告をしても聞いてもらえない人たちについても、悪質な場合によっては出ていってもらいますという通知をいたします。

それから、もう1点は、今現在、青果、水産を合わせまして仲卸60数社入っているわけです。しっかりやっておられ、伸びているところもあるのですが、多くは後継者がいないとか、経営状況は、毎年度赤字を出している等の業者も半数近くございます。その中でも、例えば流動比率であるとか、資本と負債の比率であるとか、過去3年間で経営状況が、例えば赤字継続をしていたとしても資本的にしっかりしていれば改善の余地もあるわけですが、この辺を見ていったときに、どうしても今後厳しいと思われるところには県から、例えば公認会計士などを紹介したり、商売をされていますのでもうやめなさいともなかなか言いにくくございますので、それに気づいていただく指導をしていこうということをもって通知をさせていただいているのがこの入退去基準の内容でございます。

それで、実際にどれほどなのかということですが、単に赤字とか、赤字であるけれども

資本はしっかりしている、黒字だが資本が危ういとか、いろいろなケースがありますが、半数近くがそういう状況でございます。今、平成25年4月からここまで取り組んできた中で、まだ確定ではないですが、一、二、そういう意向を持っている事業者が出てきているのは現実としてある状況でございます。まだはっきりと確定しておりませんのでこれぐらいです。

それから、個別の契約をして県がする支援でございます。これまで30数年間、昔の取引の流れは、卸売業者が生産者と一緒になって集めてきたものを仲卸業者を通して売る流れ一辺倒でやってきて、近年、取引高は減少しているわけでございますけれども、これに対して県で何とかというだけで、余り意欲を持って積極的にという状況になかったのも、個別には、先ほど申しましたように頑張っておられる業者もおられるのですが、大半がそういう状況になかったということで、今回改めて協定まで結んでやろうということは、県も市場の活性化維持をするために頑張るけれども、やはり市場の経営活動は事業者の商売がメインでございますので、意欲があって初めてそれに対して県の支援も効果があらわれるという観点で、今回意欲を示してもらえる方々に事業を提案し、その進捗に応じた支援を県もしていこうという関係を築いたところでございます。

中身につきましては、今補正でお願いしており、農林部長からご紹介していただきましたけれども、加えまして、お金はかからないけれども情報提供であるとか、関係各所との調整とか、そういったところには県も積極的に応援をして、一緒にやっていると考えております。以上でございます。

**○中尾知事公室審議官（県営プール跡地活用プロジェクト担当）兼まちづくり推進局次長（地域デザイン推進課長事務取扱）** 県営プール跡地のご質問をいただきました。

県営プール跡地のプロジェクトにつきましては、滞在型観光の拠点への脱却という大きな課題を持って取り組んでおりますので、一つはホテル誘致につきましては、これまでも、これからもこのプロジェクトの中核的な内容であると思っております。これまでもご関心を寄せていただいている事業者の方々を含め、引き続き意見交換を行いながら誘致活動をやっていきたいと思っております。

そういった中で、敷地の使い方でございますが、敷地全体ではプール跡地、それから警察署を含めて3万1,000平方メートルでございます。そういう中で、NHKにつきましては、これから協議検討になりますけれども、今の段階ではおおむね4,000平方メートルから5,000平方メートルぐらいの規模になってくるのではないかと考えておりま

す。

そういたしますと、まだ2万6,000平方メートルから2万7,000平方メートルの敷地が残りますので、そういった中でホテルを含め、宿泊の機能だけではなくて、イベント広場的な機能であるとかコンベンション的な機能であるとか、あるいは飲食一般や公共交通といった機能も含めまして考えていきたいと思っております。もちろんホテルにつきましては、ホテル事業者がどれくらいの敷地を必要とされるかということも含めて協議をしていくことになるかと思えます。

そういった中で、3万1,000平方メートル全体の中身を平成25年度に整理してまいりたいと思っております。配置につきましても全体を考える中で、NHKも含めて考えていくことになるかと思っております。以上でございます。

**○村上雇用労政課長** テレワークに関してのご質問でございます。

中村委員ご指摘のとおり、国の緊急雇用の基金を利用しますが、国の支援が切れたときに、その後もしっかりと雇用対策に結びついているのかというご指摘であったと思えます。ご指摘のとおり、雇用に結びつけるために施策をいろいろ考えるのは非常に重要なことだと考えています。

平成25年6月に骨太の方針ということで、若者や女性の活躍推進のための提言がออกมาして、女性の活躍を推進するための一つの手法として在宅就労を進めていき、テレワークを推進していくという項目が盛り込まれております。テレワークを進めていきますのには、まず最初に企業でございます。これは、民間企業の調査ではありますが、まだ導入企業はそんなにたくさんありません。アンケート調査をしておりますが、テレワークを導入する意向があるのは大体3割ぐらいという内容になっております。このテレワーク、基金を利用して、企業向けに掘り起こしを行い、テレワークに取り組む企業をふやしていきたいと思っております。

次に、テレワークを利用して女性の方等が在宅で就労できるように、何人ぐらいを目標に、またそんな目標があるのかというご質問だと思います。「9月定例県議会提出予定議案の概要」に書いていますこの事業に関しましては、平成22年9月から始め、延べ定員が195名で養成をしました。訓練の修了者が98名で、その後しごとiセンターにサービス修了者98名のうち76名が登録をしております。この登録は、テレワークを利用した仕事の情報提供を希望するという方はしごとiセンターで登録していただいて、テレワークを利用した仕事、発注があれば情報を欲しいということでございます。基金の制度の

うまみを利用しまして、テレワークの利用推進に進めていきたいと思っています。以上です。

○大月地域産業課長 競輪に関するご質問にお答えさせていただきます。ご存じのように、奈良県営競輪では平成24年度末で累積赤字が9,400万円という状況でございます。このまま赤字を続けるわけにはいかないと、県営競輪あり方検討委員会も設けまして検討を重ね、その中で、全国ですでに14の競輪場が導入している包括外部委託方式、これは車券販売から警備、清掃、広告など、個別、あるいは直営で行っている業務を一括して一社に委託する方式です。この包括外部委託を導入して累積赤字の解消を目指したいと今回、平成26年度から平成28年度の債務負担をお願いしているわけでございます。これによって平成24年度の決算ベースで約1億円程度の経費削減をもくろんでいるところでございまして、シミュレーションでは平成28年度末に累積赤字の解消もできて、一般会計にもまた貢献することができると考えているところです。加えて、包括外部委託することによって民間ノウハウを活用することによって新規の顧客獲得も期待できると考えております。県としては、平成26年度から導入を図りたいと考えているところですが、当面の存続期間と考えておりまして、当面平成28年度までして、その包括外部委託導入後の車券の売り上げ状況や、収支の改善状況を検証いたしまして、一、二年たつと包括外部委託を導入することでコストをどの程度削減できるのかがはっきりと見えてくると思います。その時点で平成29年度以降、3年たって、その次をどうするかについては平成29年度以降も存続させるか、あるいは平成28年度末でもう廃止するかについて方向性を打ち出すということを考えているところでございます。以上です。

○中村委員 まず、県営競輪場ですけれども、大体の話はよくわかりました。しかし、公が負担すべき部分と民が負担すべき部分はもう政治の常々の課題です。そうすると、県営競輪場でも、本来は役割があった。しかし、現代は役割がもう終わってしまったのではないかというのが私の認識です。そうしますと、県は自らの損失を軽減するために外注して、それで一定期間見て、だめならばまた考えよう、ということだと思っております。もうそんな時代ではないと思うのです。例えば、県の遊休土地でも処分していこうではないかという時代なのです。そうしたら、あの一等地はにぎわいづくりという観点からもっと奈良市民を含めた地域の方々に貢献することを真剣に考える時期だと思うのです。だから、今の話で、いみじくも出ましたが、3年間様子を見て、それでも県営競輪場本来の売り上げ収入

である車券売り上げが低迷した場合には、外部包括委託いかににかかわらず、県が競輪事業から撤退をするというかたい意思を確認する時期がそろそろ近づいてきているのではないか。これは私の意見ですので、県としてよく荒井知事とご相談をなされ、所見があればこの件についてはお話を願いたいと思います。

次に、雇用対策ですけれど、村上雇用労政課長、もうここで簡単に言えば、在宅就業とは、会社に朝8時に出て行ってという仕事はせず、企業の中でインターネットを使って報告やいろいろな仕事をして、それでも出勤しないでしょうではないかということでしょう。日本の社会の中で言われているけれども、奈良県において、実際に在宅で就業している人はどれくらいいるのですか。そんな調査もしていないでしょう。今回のこの予算は、それが無いわけです。人材派遣会社に県は委託をして、とにかく在宅で仕事する人、アルバイトを1年、2年使って、一般企業を回って、やってくださいという企業回りの指導員をつかってやる、その人間が今言っているかなりの予算になっているわけです。

これも政府の政策です。県がこんな政策はしていないのです。だから、奈良県で現在在宅で就業している人が、今質問しているのは突然の話ですから、どれくらいいるのか。それで、この事業をすることによって、本当に雇用対策として、奈良県の中小企業などを含めて、奈良県の企業の業績アップにつながる人材確保にどれくらい貢献するのか、その辺のところをよく吟味してやらないと、今言った2番目の女性の話でもそうです。もう多くは言いませんけれども、この事業は、まだ熟度が非常に低迷しているのです。それにもかかわらず、今回のこの予算書はほとんど10分の10、国の経済対策に全部乗っかっているだけです。県独自で、3分の1でも費用負担して、これは大事だからとやっている政策ではないです。全部国がこれをしなさいと言ったのでやろうか、費用負担がゼロだからやろうとやっているのではないのですか。もう少しやはり雇用対策を真剣に考えていただかないといけないので、今言っている今回のこの分について、もう少し具体的にわかる範囲でご説明できればしてください。

それで次に、ホテル誘致について。3万1,000平方メートルのうちNHKの敷地は5,000平方メートルぐらいとのこと。荒井知事がホテル誘致に真剣に取り組んで、国際会議もでき、そしてイメージとしては中ランク以上の、高級なホテルのイメージをされていると思うのです。そうすると、そこにNHKが5,000平方メートルも使ってしまうと、その位置によって、来るホテルのグレード、例えばヒルトンホテル、あるいは上本町のシェラトン都ホテル、リーガロイヤル、これらのホテルを誘致して、来ようとして

いても、やはり敷地が制約されてきたら、今でもなかなかホテル誘致が実現しないのに、ここへまたNHKの移転です。だから言いたいのは、もうホテルの誘致は諦め、NHKを核とした奈良市のにぎわいづくりをする意思があるのか、ホテル誘致はまだまだやる、その辺のかたい決意があればお願いをいたしたいと思います。

それで最後に、県中央卸売市場について、話は大体わかりました。しかしながら、今日の社会において、マンションでも何でも家賃や土地代などが払えないということは、商売をする上でもう基礎部分です。それすら払えない状況になっている事業者は、正常な営業ができないと判断するのが常識だと思うのです。そうすると、60数社の中でも、払えない人に催促文を出して、払ってくださいなどと言っている時代ではないのです。だから、もう使用料も払えない業者に対しては的確に強い態度でやるということ。

もう1点は、県中央卸売市場の存在価値がもう既に薄れてしまった。大阪市東部中央卸売市場など大きな市場が近畿にもたくさんあるのです。そこへ海のない奈良県の中央卸売市場は、今までの歴史を見ても、もう採算が合わなくなっているのです。それをいつまでも、改善型はいいです。しかし、いつまでも続けていこうとしている、県営競輪場の問題と一緒に。奈良県の中央卸売市場、今のままではもう存続しないです。だから、その辺に対して見通しがあるかどうか。それと、今新しく3社申し込んだわけですがそれ以外にはなくこの3社でもう終わりか。これから県中央卸売市場に対するさまざまな施策、事業者にとってもっと魅力のある場であるのかどうかは、これからまだ新規参入をする業者のありなしです。その辺のところを再度、お考えがあれば。以上です。

**○大月地域産業課長** 競輪に関しまして、現在も県営競輪あり方検討委員会を開催しております。そこで中間報告では、今後の課題として県営競輪場を地域及び奈良県の活性化に資する代替策、その中長期的な視点からの競輪場のあり方について継続的に検討せよと提案をいただいておりますので、その観点で、これから県営競輪あり方検討委員会で考えていきたいと思っております。

**○村上雇用労政課長** テレワークの推進についてでございます。多様で柔軟な働き方の一つが在宅就業ということで、特に会社に出勤ができない、優秀な人材がありますけれど在宅であれば仕事ができますがということの一つの解決法としてテレワークの推進でございます。具体的には県内企業、あるいは奈良県在住の従業員がいる大阪府の企業に対しまして、テレワーク制度の啓発を行いまして、セミナーや啓発冊子によりまして情報発信して普及したいと考えております。まだまだ普及が進んでおりませんし、手元に具体的なデー

タも持ち合わせておりませんが、テレワークの推進に向けて中身をよく精査しまして進めてまいりたいと思います。

○中村委員 わかりました。結構です。

○村上雇用労政課長 ありがとうございました。

○中尾知事公室審議官（県営プール跡地活用プロジェクト担当）兼まちづくり推進局次長（地域デザイン推進課長事務取扱） 県営プール跡地の活用でございますけれども、ホテル誘致について、これまでずっとやっていく中で、ホテルの部分だけではなくて、その全体の絵を描いていく中で、全体をどういう空間にしていこうかという中で、またホテル誘致していったほうがいいのではないかというホテルの投資家のご意見もいろいろ伺っております。そういった中で今、ここに、にぎわいと交流の空間をつくっていこうと、NHKにというのは、一つは映像、特に奈良県に関する映像もたくさんのコンテンツをお持ちでいらっしゃいますし、いろいろなイベントという方面でのコラボレーションもできるのではないかということ、県としてこれから協議検討していく中で、そういったにぎわいづくりにNHKも貢献していただけないかということでやっていきたいと思っております。そういった中でホテル誘致は、引き続きこの全体、にぎわいと交流空間の中でのホテル立地をしていただくことでホテル誘致を頑張って続けてまいりたいと思っております。以上です。

○嶋本農林部次長（市場担当） 確かに大阪府、大阪市、それから京都府など、大都市の大きな市場も控えております。その中で全国的に奈良県の中央卸売市場は、やはり青果ですと15～16番目と、水産は仰せのとおり海もないところですので、30番目を超したぐらいの位置にあるわけでございます。ただ、試算している中では県内の需要の約半分に近い数字の取扱高を扱っています。

しかし、今この改革をやろうとしているのは、放っておくと右肩下がりにどんどん下がる状況でございますので、この3年間、事業者みずから工夫をしてもらって、その動きによって、とまらなかつたというケースも出てくるかと思えますし、あと何年かするとやはり高齢化によってやめていかれるので、件数も減ってくるだろう。そうなりますと施設のあり方も、もう50年近くもなってくると出てきますので、その時点で改革に取り組んだ結果とその状況で、おっしゃるようにもう改革というのではなく、いろいろな運営方法や、極端にいけば存続を判断する時期は来るのだろうと想定はしております。

それから、先ほど新規で3社申し込みがあったというご報告をいたしました。食品関係

と、それから食器を扱うところと聞いておりますけれども、実際は新規としては2店お聞きしており、あと残りは、今書いている関連事業者の中でもしっかりと経営されているところの3店舗のうち1社から、もう1ブース使わせてくれという、借り増しの申し出もいただいております、中にはそういうのもございます。ただ、まだ10幾つのブースあいていますので、これも、事業者も積極的に誘致に走っていますし県もそういうことで協力をして、幾つかでも、できるだけブースを埋めて、活性化できるように努めたいと考えております。以上です。

○中村委員 終わります。

○今井委員 質問させていただきたいと思います。

一つは、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申し立ての問題がもうずっと何年越しか繰り返し出されてきているわけです。結局県といたしましては、審査要綱に基づいて的確に判断しているので問題ないというのが言い分ではないかと思っております。

これは、過去に裁判もされておまして、裁判の附帯決議にも、長年にわたって公共財産で差別的な取り扱いが行われる状態にはしてはいけないのだという附帯決議もあったと思います。これでいく限りはずっと半永久的にこういう状況が続いていくのではないかと思うわけですが、このことに関して何かお考えがありましたらお伺いをしたいと思います。そのことが1点です。

それから、先日、尾鷲市の速水林業に研修に行かせていただく機会があり、行ってきました。全国的に林業経営が立ち行かない状況ですけれども、ここは自分の山の状態をデータで管理しまして、森林関係の管理の国際認証を日本で初めて取得し、山を見ただけで木が何本あるかわかるようなベテランの作業員が、少ない人数で山を管理しているような、採算をとる林業をやっているところです。

山に行って一番感心したのは、非常に森が美しいということです。下草がきちんと生えておまして、見たことのないような大きなシダが山を覆っているという状況で、大変気持ちのいい空間がありました。

その翌日は、そのすぐ真下にあります、須賀利漁港という小さな漁村の見学をさせていただきました。そこに行きましたときに、また驚きましたのが、海の水がすごくきれいだったのです。水が透きとおっておりまして、もう沖縄県の海でも行って潜らないと見れないような、青い熱帯魚が、沿岸を歩いていてそこから見えるという、そんなきれいな海だったのです。

何を言いたいかといいますと、一般的に海を豊かにするには山を手入れをするのが大事だと言われてきましたけれども、実際にそうしたのを見たときに、本当にそうだと感じました。

平成26年は豊かな海づくり大会を奈良県で行う予定になっておりますが、一番気がかりになっておりますのは、吉野川の源流に位置します川上村三之公の問題です。ここは大台ヶ原の北側に位置するところですが、吉野川に注ぐその源流は、本沢川と北股川という2つの二大源流が入っています。北股川に入っている最大の支流が三之公川という川で、まさに吉野川の源流中の源流という場所に当たります。

この地域一帯は、長い間手つかずの原生林であったわけですが、1990年代に製紙会社によりまして山の木が全て伐採され、その後は外材の輸入の自由化や林業の不振などもありまして、植林がされないままに放ってあるという状況です。

この一帯は、氷河期を生き延びた針葉樹のトガサワラを含む非常に貴重な原生林の地帯にあるわけですが、この山が放置されている問題に対しまして、1990年代に下流の県営水道や農業用水にこの土砂が堆積するおそれがあると、自然愛好家が中心になりまして伐採地の地主の代表者に立木の販売の中止を求め、伐採会社にも署名を提出して伐採の中止を求める取り組みなどが行われた経緯があります。奈良県や地元の川上村にも伐採の中止を要請する行動もされたと聞いております。

こうした中で、川上村では749ヘクタールを村が買い取りまして、保全管理を行っておりますけれども、いまだに何の対策もないまま自然再生を行っているという伐採されました320ヘクタールの地域ですが、そこが残っております。自然再生ということですが、やはり人の手が入っていないので、本当にすさんだような状況になってきておりまして、私も3年ほど前に現地に行きましたが、もう山が荒れて土砂が流れ出し、三之公川の谷は大量の土砂で埋まり、とても源流とは思えない状況になっております。そのときにその土砂を手を持ってみましたら、手でぼろぼろ漏れるような、そういうもろい土の塊だったので。

県が平成22年に奈良県森林林業木材産業振興計画を策定をいたしまして、その中で木材生産林と環境保全林に分けるという計画をされましたけれども、こうした条例で川上村三之公の伐採をされているこの場所はこの計画によって守れるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、今個人が所有し、民有地になっておりますけれども、そういう私有財産に対

しまして環境保全林だという制限をかけたり、保安林だと決めたりということは可能なかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、大和高原の南部土地改良事業、国営パイロット事業のことで質問をさせていただきたいと思います。この国営パイロット事業は、最初は食糧を増産するという国のもとに進められてきた事業だと思います。30年前に完成をしまして、10年前から返済が始まってきているとのこと。当初は、一反10万円の負担でできると言われて農家の方々が皆さんでその事業に参加されてきたということですが、25年たったそれが一反70万円になって、とてもそんなに払えないと一反40万円に下がったというお話も聞かせていただきました。

この返済の問題ですけれども、今返済をするのに、お金が滞っているところに差し押さえをするなど、そういうことでその役員の皆様が返済に大変苦勞をされています。パイロット事業を始めるときには、県から何回も足を運んで、こうした事業に協力をしてくれと言われているのに、今このように返済が滞って、しかも役員が皆さん高齢化していますので、そうしたところに再三足を運ぶことは大変なことなのですけれども、そういうところにもっと県が応援してもらえないのかというお話が寄せられました。その点について県はどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、もう1点は、非正規雇用の関係で、法律が改正されました。非正規雇用労働者の政策で大きな流れといたしましては、賃金や雇用条件に差別をつけてはいけないと労働者派遣法の改正が行われてきておりまして、これは今の社会の中で大変大事な法改正ではないかと思っているわけです。この問題は、同じところで仕事をしているのに正規であるのか非正規であるのかによって給料や労働条件、また休みの問題などが違うということが、あらゆる場所で本当に日常、周りにたくさんあります。

これは、奈良県の地方裁判所で法テラス奈良の事務所に勤務をする方が、この賃金差別の問題で訴訟を起こしているパンフレットですけれども、ここにそのような思いが書いてあるのです。日常働く中で不思議に思ってきているのは、非正規というだけで賃金が低い、なぜ非正規というだけで求められる仕事を着実にこなしているのに雇いどめ期限があるのだろう。なぜ働き方に正規と非正規があるのだろう。そして、なぜこの2つの働き方しかないのだろうと書いてありまして、非正規雇用で働くことを選択した時点で自動的に有期雇用、低賃金という非人間的な処遇を受け、自立した生活と安定的未来を奪われることなどはあってはならないと言われてしています。そして、同じ労働には同じ賃金を払うことは最

低守らなくてはいけない原理原則だということで、今これは訴訟を起こされているわけです。法改正が奈良県内の事業所に徹底されていけば、非正規だと企業にとって安く使えるというメリットがあると非正規を雇用するわけですけれども、非正規であっても安く使えない、同じだということであれば、だんだん非正規雇用はなくなっていくのではないかと期待をするわけです。

この点で、県といたしましても、ぜひこうした労働者派遣法が改正されたことを周知していただきたいと思うわけですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

**○村上雇用労政課長** まず、奈良労働会館の行政財産の使用に関してでございます。奈良地方裁判所の判決のお話がありました。奈良地方裁判所の判決は、目的外使用を許可するか否かの判断に当たり、連合奈良、奈労連、その他の申請者を平等に取り扱うべきであり、審査手続は競合した場合の処置等について適切な取り扱いを模索し、実施すべきであって、連合奈良に無条件に許可し、その他の申請者に対しては許可しないという現在の取り扱いは早晩是正されてしかるべきと考えられると文書にありました。これは審査手続の明確化と目的外使用許可申請が競合した場合の適切な取り扱いをすべきと判示しているところであります。

県では、判決内容を尊重いたしまして、審査手続の明確化と競合した場合の適切な取り扱いをするために、労働会館目的外使用許可に係る審査要綱を平成13年2月に作成いたしました。競合する団体を平等に取り扱い、審査要綱に基づきまして公正に1次審査、2次審査を行いまして、総合的に判断して決定しているところでございます。

それから、非正規雇用のお話がありました。平成24年10月に施行されました改正労働者派遣法では、今井委員お述べのとおり均衡を考慮した待遇の確保、賃金決定に当たりましてはそのようなことを配慮しなくてはいけないということが盛り込まれております。改正労働者派遣法では、派遣もとの事業主は、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準とその均衡を考慮しつつ、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準、または派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、もしくは経験等を勘案して派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならないと第30条の2に書いてあります。また、派遣労働者につきまして、教育訓練、あるいは福利厚生の実施、その他に関しましても、派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるように配慮しなければならないとされております。

県内の事業者の状況につきましては、現在県内の労働者派遣事業の許可、または届け出

を行っていますのは308事業所でございます。平成22年の国勢調査では、県内の雇用者が47万人ほどありました。そのうち派遣労働者は1万4,000人ぐらいで、約3%という数字になっております。

県内の事業者の状況につきましては、法施行後まだ1年も経過せず把握はしていないところでございます。以上です。

○田中農林部次長（林務担当） 川上村三之公の森林の話ですが、ここは今井委員がおっしゃっていますように、平成7年から平成8年にパルプ用材として伐採されております。そのときの森林植生がカシ類等の広葉樹林が主の天然林であったことから、種子の発芽や切り株からの、ぼう芽によって大方の伐採跡地については、現在、天然更新が進んでいるのではないかと考えております。これらの樹種は、当該地域の原生的な森林を構成している樹種でもありまして、今後も自然推移の中で森林が再生されていくものであると考え、当面は推移を見守っていくべきものかと考えております。

お尋ねの環境保全林として条例で区分をして、ここが守れるのかというご質問ですが、条例によりまして区分をしております森林環境税を使った税事業の中には、現在このような伐採跡地を植林する、あるいは造林するという制度はございません。

あと、公的関与と考えられますのは、一般論になりますが、保安林として指定されるのでありましたら治山事業として森林機能の回復のための植栽や土砂流出等を目的とした簡易な施策の設置が可能と考えております。いずれにしましても、今井委員おっしゃっていますように、吉野川の源流域であることから、今後も森林再生の経過について注意深く見守るとともに、伐採造林等の森林施業につきましては法に基づき適切に行われるよう指導していきたいと考えております。以上でございます。

○岡委員長 先ほどの今井委員の質問の中で、環境保全林や木材生産林の区別が民有林にどの程度拘束的な影響を及ぼすのかという質問があったと思うのです。その辺のことはどちらで答えていただけますか。

簡単に言えば民間が持っている山に今の、今回県が決めた木材生産林と環境保全林の網かけはどのような影響を与えるのかそれとも与えないのかという意味の質問ということで、すね、今井委員。

○中村委員 地主の了解を得ないで、県がかけられるのかかけられないかということ。

○今井委員 そうです。

○田中農林部次長（林務担当） 木材生産林、環境保全林として区分けをしておりますの

は、役場のほうで場所を公告して、たしか異議のなかったものについて木材生産林と環境保全林とに分けています。だから、承諾があったとかなかったとか……。

○岡委員長 福谷農林部長、ちょっと答弁かわってください。

○福谷農林部長 恐らく条例で木材生産林と環境保全林とに分けております。それが民有地である山にどれだけ影響を及ぼすのか、効力を及ぼすのかというご質問であると理解をしております。基本的には、効力について、木材生産林でありますと施業計画に基づいていろいろな補助とかが考えられますけれども、環境保全林については、例えば切ってはだめですとか、切った後はこうなさいというところまでは条例として規定はしていなかったと思います。ただし、今現在、法律が平成24年度に改正をされまして、伐採届を出さないといけません。その届け出を出すときに、その伐採後に、例えば改めて植栽をするのかどうするのかは、その届け出の内容に記載をしなければいけないとなっておりますので、平成7年、平成8年よりは環境としてはある意味よくなっている部分もあるのかと考えております。以上でございます。

○菅谷農村振興課長 大和高原南部土地改良区に係りまして、国営総合農地開発事業の負担金の徴収事務に対する県の支援、対応策をどのように考えているかというご質問でございます。

大和高原南部土地改良区では、平成11年度に完了しました国営総合農地開発事業の事業費の負担金償還をするために、各受益農家から負担金の徴収を行っておられるところでございます。しかし、一部農家からの負担金が土地改良区に対して未納となっていることから、土地改良区の役員が未納者を訪問するなどして督促や徴収に努めておられます。

今井委員お述べのように、土地改良区の役員は高齢の方が多く、徴収の手續や制度事務に対しても専門的知識がなくふなれであることから、未納負担金の徴収については大変ご苦労されていると聞いております。

県としましては、そうしたことから、これまでも土地改良区の事務局に対しまして土地改良法に基づく徴収制度や具体の手續に係る技術的な指導を行ってまいりましたし、また、土地改良区の理事会におきましても、そうした制度や手續に関しまして説明等を行ってきたところでございます。

また、これとは別に、国の農家負担軽減支援対策事業も活用いたしまして、現在土地改良区が償還しております事業費負担金にかかる利息の軽減支援も行ってきたところでございます。

県としましては、今後とも引き続き償還金の利息の軽減の支援の継続を図ってまいりますとともに、土地改良区役員が行うそうした徴収事務に対しまして少しでも軽減ができますように、土地改良区に対して徴収手続の事務や土地改良区の運営も含めまして、技術的な指導や相談を丁寧に進めて支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

労働会館の問題では、審査要綱に基づいてとのことですが、この審査要綱自体に、もう初めから入れないような問題があるのではないかと思いますので、ぜひその点でもう一度検討していただきたいとお願いしておきます。

それから、非正規雇用の問題ですけれども、今回改正されましたこの法律をぜひ県内の企業に対して徹底させていただきたい。それをもう一度確認をしたいと思います。この点、ご回答をいただきたいと思います。

川上村三之公の問題ですけれども、森林法が変わったとのことですが、今の民有林のままでこの保全が、できるとは考えにくいと思っております。平成26年は全国豊かな海づくり大会という、大きなイベントを奈良県でも行うわけですので、ぜひ国なり県なりの公的なところできちんとこの買い上げをして、本当に将来的に原生林として豊かな森ができるようにしていただきたいと考えております。

先日、台風12号の問題で橿原文化会館でイベントが行われ参加をさせていただきました。環太平洋インタープリメント協議会の岡本正男会長が講演をされまして、そのときに、山川掟の令という江戸時代の法律のことを紹介をしていただきました。災害の多い日本では、江戸時代に木が切り尽くされて災害が発生したために、土砂留奉行を置きまして、禁伐及び植林を行い山の保護に努めたということを紹介されております。この山川掟の令では、大雨で土砂が流れて河床が上がり洪水になるので、草木を根こそぎ掘り起こすことを禁止をする。それから、川の周囲に木がなく土砂が流れて出ているところは植林をせよ。川を利用した森林開発をとめる。こうしたことがおきてとして書かれているわけですが、江戸時代の人たちがそういう災害の中で考え出した、この島国を守ることの知恵があるわけですね。それが今の法律の中ではなかなか、民間の同意がなければできないとか、この奉行の役割を一体誰がするのかと思うわけですけれども、そうしたことも含めまして、この川上村三之公の原生林の保全問題でもう一度ご回答をお願いしたいと思います。

○中産業・雇用振興部長 派遣労働者の正規職員との待遇について、再度労働者派遣法が改正されたことに対して県内企業に周知をというご質問でございます。

労働者派遣法の改正等については、労働基準監督署なりそういった所管のところから県内の企業等に周知を図るのが、法律の主旨でございます。県も今、奈良労働局との間で、雇用を促進していき、雇用の安定化を図るためにも、雇用対策協定を県と労働局とで結んでおります。そういった視点で、国と連携しながら、今、今井委員おっしゃったことについて今後しっかりと周知を図っていけるように努めていきたいと思っております。以上でございます。

○福谷農林部長 今井委員お述べの復旧、復興のシンポジウムに、私も参加をさせていただきました。確かに、昔そういう制度が制定されて運用されてきたというお話もお伺いしました。そこで今の行政の中で誰が奉行になるのかという話もございましたが、いずれにいたしましても、現行法上は、過去の部分にまでさかのぼってその整備なり買収ができる状況にはなっていないというのは、事実でございます。ですから、今県としてできることというのは、いずれにしてもその当該地域を含めた経過について注意して見守っていかざるを得ないという状況にあるのはもう変わらないと考えております。その点をご理解をお願いしたいと思います。ただ、いずれにしましても、おっしゃっていただいた部分については十分真摯に受けとめてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。以上です。

○松尾委員 2点質問をさせていただきます。

1点目は、中村委員の補足みたいですが、県営プールの件です。当初、奈良県には本当に泊まる場所がない、会議をする場所がない、そしてまた宿泊型観光を目指そうとホテル誘致を目指すという荒井知事のかたい決意のもとに進んでいったのだと思います。その中で、いろいろ交渉していただいたのだと思うのですがなかなかホテルが来ない。なので、1回目の誘い水をかけようと、大宮通りの奈良警察署を移転して、にぎわいと交流の場という誘い水で交渉をしていただいたけれども、なかなかそれでも来ない。もう一つ誘い水をかけましょうとNHKに、今回声をかけていただいたと、そんな感じで思っているのです。NHKと交渉するまで、経緯もたくさんあり、いろいろな形で検討もしたのですが、果たしてこの交流の場とにぎわいの場に、どうしてNHKが入るとそうなるのかわからないので、ふと思うのですが、NHKというよりも、もう企業立地でそこにNHKを誘致してくるのではないのかなと思っております。そうなったら、ホテル誘致が本当にどうなっていくのかも懸念するので、そのことについて一回答えていただきたいと思います。

そして、2点目、国庫返還金の件ですが、森林整備加速化・林業再生基金、いわゆる緑プロという基金ですが、当初平成24年から3カ年計画で20億5,000万円積み立ててやっていただいたと思うのですが、平成24年度の事業開始時期の前に3年分の20億5,000万円の分を張りつけされたと思うのです。平成24年度に事業をやられた事業体もいて、平成25年度に事業をやられる事業体もいる、平成26年度に事業をやられる事業体もいて、事業体は会社ですから、計画をして申請を出していると思いますが、このお金が出ていないのですけれど、復興の財源と聞いており、いろいろ問題になり、復興以外の都道府県で使うと困るということで返せというお話だと思うのですけれど、そうしたら平成24年度に先に事業計画をして使った会社は得をしているわけです。会社の計画で平成25年、平成26年にやろうと思っていた会社は、本当に何も悪いことをしてませんけれどもばかを見ているいる状況だと思うので、国でも何か措置をするなり、県で何か措置をするなりと考えておられるのかおられないのか、また、国から本当に今どういう話が来ているのかということを確認に教えていただけたらと思います。この2点です。

○中尾知事公室審議官（県営プール跡地活用プロジェクト担当）兼まちづくり推進局次長（地域デザイン推進課長事務取扱） プール跡地になぜNHKかというところがございますけれども、NHKは、マスコミとしていろいろなところで放送と関連したイベントをやられていたり、あるいは奈良県に関する映像コンテンツもたくさん持っていらっしゃる。よく大和の国宝とかそういうものもやっています。そういったアーカイブスといえますか、そういったものをうまく活用して、もちろんNHKとしてはNHKのオフィス、放送局機能をももちろん確保しなくてはいけないということはあるでしょうけれども、一方でそういった持っていらっしゃるものを県営プール跡地のところで、いろいろ映像による展示でありますとか、あるいは先ほども申し上げたイベントのようなものであるとか、そういったもので、県ももともと、にぎわいの広場もつくって、県でもいろいろなプロジェクトを、大官通り沿いに仕掛けたりしておりますけれども、こういった県営プール跡地でもイベントをやっていくというようなことで考えておりますから、コラボレーションしながら検討をしていきたい。NHKが持っているものをまたこの地域の活性化にも使ってもらえないかということで考えております。

県営プール跡地の敷地につきましては、もちろんNHKだけではなくて、前から言っております宿泊機能、それから、コンベンションだとか飲食物販、イベント広場、そういった複合的な、にぎわいと交流の機能を考えていく中でホテルの事業者についても集客力が

あるような土地でのホテル展開を考えていただきたいと思います。以上です。

奈良県らしくということで、奈良県に関連しないのではなくて、映像なんかについても奈良県に関連するものをあそこの場で、歴史展示ということをよく言うておりましたけれども、そういったものを映像によって展示していくといったことをNHKと一緒に検討をしていけたらと思っております。以上です。

**○岡野奈良の木ブランド課長 松尾委員**から、今回の復興予算の返還にかかわってのご質問がございました。

この事業は、緑プロという事業ですけれども、国の森林整備加速化・林業再生事業補助金を活用いたしまして、一番初めはもう平成21年度から始まっているのですけれども、3年タームで今回の場合は平成24年度から平成26年度に向けて3年間の事業を計画して進めていたということになります。

この事業には、国からいろいろな財源が投入されているわけですが、そういった中で、これは一番大きいのですけれども平成23年度の国の補正予算において措置された本県におきましては20億5,000万円を積み立てたわけですが、この財源が国の復興関連予算を財源にしたものでございまして、当初は木材の供給を全国規模で活性化していき、そうすることによって被災地にも間接的に供給できるであろうという事業の目的で始まったわけですが、ご案内のことと思いますが、マスコミ等でいろいろな批判がございまして、平成25年7月2日付で、先ほど、福谷農林部長からも説明いたしましたように、農林水産大臣から奈良県知事宛てに通知があり、この通知では、今後の復興予算を財源とした事業に関しまして、被災地に対する直接的な事業に用途を限定した上で、これ以外のものについてはこれまでの執行済み並びに執行済みと認められるもの、すなわち平成25年度の当初予算に計上した分を除いて返還せよという要請がありました。

本県で被災地に直接的な木材供給をしているものを調べてみましたところ、これがございませんので、今回復興関連予算の20億5,000万円から平成24年度の執行済み額、2億6,700万円余、それから平成25年度の当初予算計上額3億5,800万円余、それから、積み立てておりますので運用利息が300万円余でございます。これらを合わせました残りの14億2,000万円余を国へ返還するというものでございます。

ただいま松尾委員よりご指摘ございましたように、これは3年間の事業で計画をしておりましたので、当初の段階で事業を募集しました。そのときには平成24年度、平成25年度、それから平成26年度の事業も合わせて募集していたわけですが、平成2

6年度は、概算でございますけれども3億円余りの事業要求があったのも事実でございます。今回の国の要請によりまして、予算計上していないものも合わせて返還するということになっておりますので、平成26年度に事業を予定していた事業者からは、事業を予定していたのに財源の措置がないということで、何とかしてほしいと強い要望が出ていることも事実でございます。これを受けまして、県といたしましては、早速国に、代替財源の措置について強く要望しているところでございます。福谷農林部長みずからも国に行き、いろいろな要望を行ったところでございまして、そういった中で、国といたしましては、やはりこういう状況は理解できるということで、国の補正予算並びに平成26年度の当初予算でなるべく確保できる方向で頑張っていきたいということも言っているところでございます。県といたしましても引き続き強く要請をしていきたいと思っております。以上でございます。

○松尾委員 ありがとうございます。

まず、ホテルの件ですが、NHKが放送と関連したイベントもやっています、奈良県のコンテンツもたくさん持っています、だからにぎわいと交流の場となる、ホテルを誘致する誘い水にするために適した企業だと思いますという話だと思うのですが、そのこじつけには本当に無理があると思っています。本当に今、あそこにある土地は県有資産として県民の財産です。NHKはオフィスとしての機能もはたしていますから、それでしたら本当にもっと公募をして、家賃ももらうわけですから、きちんとしたことをやっていくべきだと思うのです。イベント会社にしても、NHKよりもっとすぐれたイベントをやっているところもたくさんあると思うのです。だから、もっとほかに考えられることがあると思いますので、公正性、透明性が高い、誰が見ても、ああ、そうだという感じで進めていただけたらと思うのです。どうしてこういうことになるのかというと、これ私が思っていることですが、もうホテル誘致はなかなかできないだろう。なのでもういっそのこと、方向転換したらどうですかと本当に思っているのです。例えば、あそこに県で箱物を建てて、もちろん企業も来ていただく、ホテルもそこで指定管理みたいに運営会社に入ってもらい運営してもらおう。本当にホテルが必要なわけでここまで頑張ってきたのですから、本当に必要でしたらもう県で思い切ってやってみませんか。そういうところに私はもう来ていると思っていますので、何か意気込みでもありましたら。

それと、緑プロの件ですが、本当に鋭意努力していただいているのはありがたいと思っています。本当にこのまま霞が関に頭ばかり下げに行かないとしようがないのでしょ

うけれど、努力していただきたい。もしもそれでつかなかったときのことも考えて、またきちんとそういう情報も、例えば間伐の事業でしたら、森林組合、町村なりが山林所有者といろいろ接点を持って、交渉をいろいろしている経緯もありますので、とにかく情報はきちんと、鋭意流していただいことをお願いして終わります。何かありましたらどうぞ。

○中尾知事公室審議官（県営プール跡地活用プロジェクト担当）兼まちづくり推進局次長（地域デザイン推進課長事務取扱） ホテルの今後の進め方、県営プール跡地の今後の進め方でございますけれども、やはり奈良市の中心部で3ヘクタール、それも公有地は、非常に貴重な土地だと思っております、ここはやはり奈良県が長年抱えている課題、特に日帰り観光でありますとかを解決するような形で土地を有効に使っていくことが非常に大事だと思っております。そういった意味でホテルについてこれまでも検討をしまいったわけでございます。松尾委員がおっしゃるように、世の中に、県営のホテルといいますが、県が金を出してやっているようなホテルはないことはございません。今、我々が検討しているのは、官民連携でこのプロジェクト、にぎわいの内容をつくれないうこと、NHKもある意味官民の中の純粹に民というわけではないかもしれませんが、公共団体以外の団体、それからホテルに対しても民間事業者に対して働きかけをしているところでございますし、できるだけ官民連携ということで、ホテルにつきましては今は民間主体でということで誘致活動をしているわけでございます。もう少し引き続きこの形でプロジェクトの内容を固められないかという検討を続けていきたいと思っております。とにかくあの場所は何とかにぎわいの滞在型観光の拠点という形になるように、初めから、県有ホテルありきではなくて、官民連携ということでまずは検討してまいりたいと思っております。以上です。

○森川委員 中産業・雇用振興部長に心意気といいますが、雇用に対しての基本的な考えについて、県の雇用対策費用として緊急雇用なり、また高齢者雇用なり、さまざまな雇用の促進として県は抜本的に取り組んでいただいていると思うのですが、非正規雇用、また、仮に県の施設、委託の雇用、また県内というかそれに付随する事業者に対する雇用、仮に今ここに上がっております県営競輪場の包括外部委託の問題の一つとして、この競輪場は、競輪場の場内作業員、また場内に付随する企業の従業員など、こういう大きな施設にあってはさまざまな外部委託もずっとやられていると思うのですが、県として雇用という見地から考えれば、施設でもともと場内雇用をされている方と、また場内に委託をされ

て各企業から人材派遣で入っておられる方も、全てが雇用対象になると思うのですが、やはり県として直接県が雇用されている部分も、またそれに付随されている部分、それに付帯されている企業の従業員も、やはり県内の雇用促進として本当に抜本的に考えて、対応していかなければならないと思うのですけれども、その辺で、できましたら県としてさまざまな雇用が失われる場合、どのように対応していくのか、どのように協議していくのか、今やられている競輪場の形が一つの例ではありますけれども、全体的な雇用の差別化をなくして、やはり正職員であれ、臨時職員であれ、またそういう企業の職員であれ、やはりその事業所がなくなるときにどうなるかを考えていかなければならないと思います。そこで、産業・雇用振興部のトップとして、仮に事業所がなくなるときにどういう県の対応を今考えておられるのか、また今後考えられることがあるのか、できれば見解と心意気を聞かせていただきたいと思います。

○中産業・雇用振興部長 今、森川委員から、県の施設という一つの例で県営競輪場を挙げさせていただいたわけですが、私、前職は県の人事課長をしておりましたので、県の施設や公の施設のあり方はいろいろ議論をさせていただきました。その中で、最小の経費で最大の効果を上げるというのは県のいろいろな施設の運営の考え方があります。そういったときに、例えば最小の経費で最大の効果を上げるために、その施設を直営として考えていくべきなのか、それとも外部に同様の機能を持ったところがあったら、そういうところに委託を進めていくのがいいのか、そういった見地でさまざまな考え方をとらせて、その中で最大の効果になるように進めるのが基本的な考え方であると認識をいたしております。

今回につきましても、県営競輪場のお話を森川委員がされましたので、競輪場という施設については、先ほど中村委員の質問にも答弁させていただいたように、赤字に転落をしていき、赤字が続けば、逆に言えば施設としての存亡をどうするのか。一旦もうそこでやめずとしてしまえば、基本的に雇用の場がなくなってしまうのが現実的な話であります。そうしたら、雇用を存続できるように考えるにはどうしたらよいのか。そういった見地で県営競輪あり方検討委員会を県で設けまして、外部の有識者の方々のご意見を頂戴しながら、ここで他の競輪場でもやっている手法としていろいろな経費をコンパクトにまとめることで、必要最小限の経費で行うことができるやり方があるというご意見で包括外部委託を一つの手法としてどうかということでも中間報告をいただいたことが今までの経緯でございます。

平成25年6月議会でも荒井知事の答弁もさせていただいておりますが、では、そこに従事しておられる方々の雇用はどうかと。県も、当然業務がなくなってしまうと、今度は雇用をする理屈がなくなってしまう、これは一般的な考え方でございます。でも、それをうまく次のところにつないでいくのにどうしたらいいのか。これは、もともと県の施設への指定管理制度を導入してある施設でも、そこに今までお勤めの方を引き続いて指定管理先で雇用いただけるようにとの前提に立って、いろいろな委託をしていく上でも雇用していただけるようにという形を委託条件にさせていただいたりという取り扱いをしているのも事実でございます。そういった観点で、基本的には県と直接雇用関係がなくなってしまうかもわかりませんが、新たなところでも雇用がきちんと存続し、また、そのもともとの県営競輪場という業務がこれからも存続できる可能性を十分見きわめて、雇用の喪失にならないように県としても多角的な視点から考えていく取り組みをさせていただいております。そういった意味では、心意気とか意気込みというお話がございましたが、県から直接の雇用がなくなるかもわかりませんが、そういう包括外部委託を導入することによって直接雇用ではなくなるかもわかりませんが、少しでも雇用が存続できるように最大限努力をさせていただきたいと思っております。今景気も徐々にではありますけれども回復傾向にあるが、地域経済はなかなかで、雇用情勢、奈良県の有効求人倍率、近畿府県に比べてかなり下回っております。そういったところで今後、県内で、新たな雇用が生み出せるようにいろいろな施策も取り組みながら、現に雇用されている人が引き続いて雇用されていくように施策を展開していきたいと思っております。奈良県で、失業者ということは不適切かも知れませんが、そういう失業の機会が少しでも減るように、最大限県も企業にアプローチしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○森川委員 県内に失業者が出ないような方策で考えて、取り組んでいただけるということで、県営競輪場の問題であれば、競輪場の場内職員、またそこに今まで業としておられる従業員とかもおられます。そういう方々が、この包括外部委託によって雇用切りの形にならないように、もし今入っておられる従業員がまたそういう形で継続して新しい包括事業者のところでも働ける対応とか、本当に失業しないようにしていただきたい。一つの事業を集約していく、また今後3年間この外部包括委託で様子を見て、本当にやめると決断される順序の一つかも知れないのですけれども、とり方によっては、丸投げして、仮に従業員の雇用を一旦全部ここで切って、それから最終的に店じまいという形にとられる場合が往々としてあるので、今聞かせていただいた形で一人の雇用もなくさないようなやり

方で今後やっていただきたいと思います。本当にありがとうございます。

○神田委員 1問、簡単にですが重要な質問。

中村委員と関連しておりますが、県中央卸売市場について、実は、この市場の審議会の委員でございます。平成24年度にもなりました。ただ、平成24年は1回も会議がなかったように思うのです。あつて私が行けなかったのかどうか、ちょっとその辺はわかりませんが、そういう欠席届を出した覚えもないし、多分なかったと思うのです。これだけ深刻な状況の中で、この審議会が1回も開かれないのはどういう状態なのか。この審議会のあり方、そんな審議会はいいかげんなものなのか、余り集まっても意味がないような会議なのかという思いをしております。

平成24年は1回もなかったから、もう一回平成25年に入って、その様子をしっかりとみるためと思って、充て職ですけれど入りました。平成25年はどうなのかと想着いてる中で、これだけいろいろ、この数年ずっと大変な状況の中で、これをどう解釈をしたらいいのかと想着っておりますので、その点をお答えください。

それと、「経済労働委員会資料」の県中央卸売市場の改革についての1. 県の基本的な取り組みの中の規制の見直しと検証の内容の②番の小売業者に販売する販売量を制限というのがありますが、販売量はどのようにして見るのですか、その2問だけお願いします。

○嶋本農林部次長（市場担当） ある種の運営委員会というのと審議会とがありまして、神田委員にはたしか運営委員会に就任していただいております。おっしゃるとおり、平成24年は開催がございませんでした。平成24年は事業者といろいろ今後の取り組みなどを議論をしている最中で、まとめ切れなかったという状況がございまして開催できませんでした。おわび申し上げたいと思います。

今回やっております中で、今ご説明、ご報告いたしましたように、進捗もしてきております。まだ4カ月というところですが、内部では平成25年9月でこの取り組みについて一度取りまとめなりをしてみたいと思っております。今後、状況と今の取り組みの内容、そういった現状をご報告するとともに、ご意見等をいただくために平成25年度という開催のタイミング、またご相談をさせていただきたいと考えております。

それから、済みません、もう1点、規制の内容の。

○神田委員 販売量の制限の緩和となっている、小売業者に販売する販売量の制限って何をもって販売量というのか。

○嶋本農林部次長（市場担当） この2番目につきまして、今、卸売市場法の中では卸売

業者は仲卸業者と買い出し人、買参人にしか売ってはならないとなっております。ただ、例外措置といたしまして、何らかの事情でその仕入れた物がその者に売り切れない場合に、第三者と言っているのですけれども、それ以外の者に売ってもよいという規定がございます。それは、むやみにそうなりといけませんので、これまで仕入れの10%以内にしていただけなのですが、それでもまだなおかつ売り切れない場合、それを恐れる余りいろいろなニーズに応えるような積極的な仕入れができないという状況がございますので、それは、基本的には川下のニーズに応じていくためには、やはり一方でその枠を広げることによって、今まで10%しかだめですと言っていたのを30%ぐらいまでいいとするので、もっと積極的にニーズに捉えた仕入れをしてくださいという緩和をしたという内容でございます。以上です。

○神田委員 平成25年は開催されるということですので、よほどのことがない限り出席はさせていただきたいと思っておりますが、どんな事情があれ、やはりそういう会合は開いて、広く意見も聞いて、その中にはちょっとしたいい提案もあるかもしれないし、開催することが一番基本だと思いますので、そういうことを申し上げておきたいと思っております。

販売業は10%から30%に広げるということで、それは大事なことかと思っております。いろいろ細かいことはありますけれども、またの機会に聞かせてもらい、どれだけ緩和になったのかということだけ聞かせていただきたかったのです。

○岡委員長 では、ほかにもございせんか。

ではあ、ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事件に係る委員長報告につきましては、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

以上で本日の委員会を終わります。